

わたしたちが できること

消さないで！きらきら光る子どもの笑顔！

子ども虐待対応のための手引き



はじめに

平成 19 年 4 月に施行されたいしかわ子ども総合条例では、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、知事が策定する「早期発見対応指針」に従って、子どもに対する虐待の早期発見及び早期対応に努めること、また、知事が策定する「保護支援指針」に従って、虐待を受けた子どもの保護及び支援に努めることが規定されています。

県では、いしかわ子ども総合条例の施行にあわせて、「関係者のための子ども虐待防止ハンドブック―石川県児童虐待の早期発見対応指針及び保護支援指針―」を定め、子ども虐待とは何か、早期発見・早期対応に必要な関係機関等の役割などを具体的に明記しています。

さらに、子ども虐待への対応にあたっては、複数の関係機関が携わることにより、役割分担や責任が曖昧になりやすい等の課題がみられることから、今回、それぞれの立場に応じた子ども虐待への対応のポイントを示すことにより、「わが事」としてケースを捉え、より良い支援や連携につなげていくために、児童委員・主任児童委員向けの子どもの虐待対応のための手引きを作成することといたしました。

本手引きにより、児童委員・主任児童委員の皆様には、子ども虐待についてまずは知っていただき、これからの地域活動の参考にさせていただきたいと思います。

目 次

第1章 子ども虐待への対応ポイント	4
1 児童委員・主任児童委員の役割	6
2 気づくこと	8
3 つなぐこと	9
第2章 関係機関の役割	15
第3章 虐待に気がついたら—まず、相談・通告—	16
第4章 通告したら	
1 初期対応—調査、情報収集と関係機関との連携—	18
2 援助の方法	18
3 在宅での支援—地域での見守り—	20
第5章 主な相談機関一覧	22
資料編	
参考資料① 虐待のリスク要因	28
参考資料② 関係機関の虐待対応における主な役割	29
参考資料③ 事例による虐待対応のポイント	35

第1章 子ども虐待への対応ポイント

子ども虐待は、子どもの心身に深刻な影響を与えるため、未然防止・早期発見が重要です。

子ども虐待とは…？

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、溺れさせる、やけどを負わせる、家の外にしめだす など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為をみせる、ポルノグラフィティの被写体にする など

ネグレクト

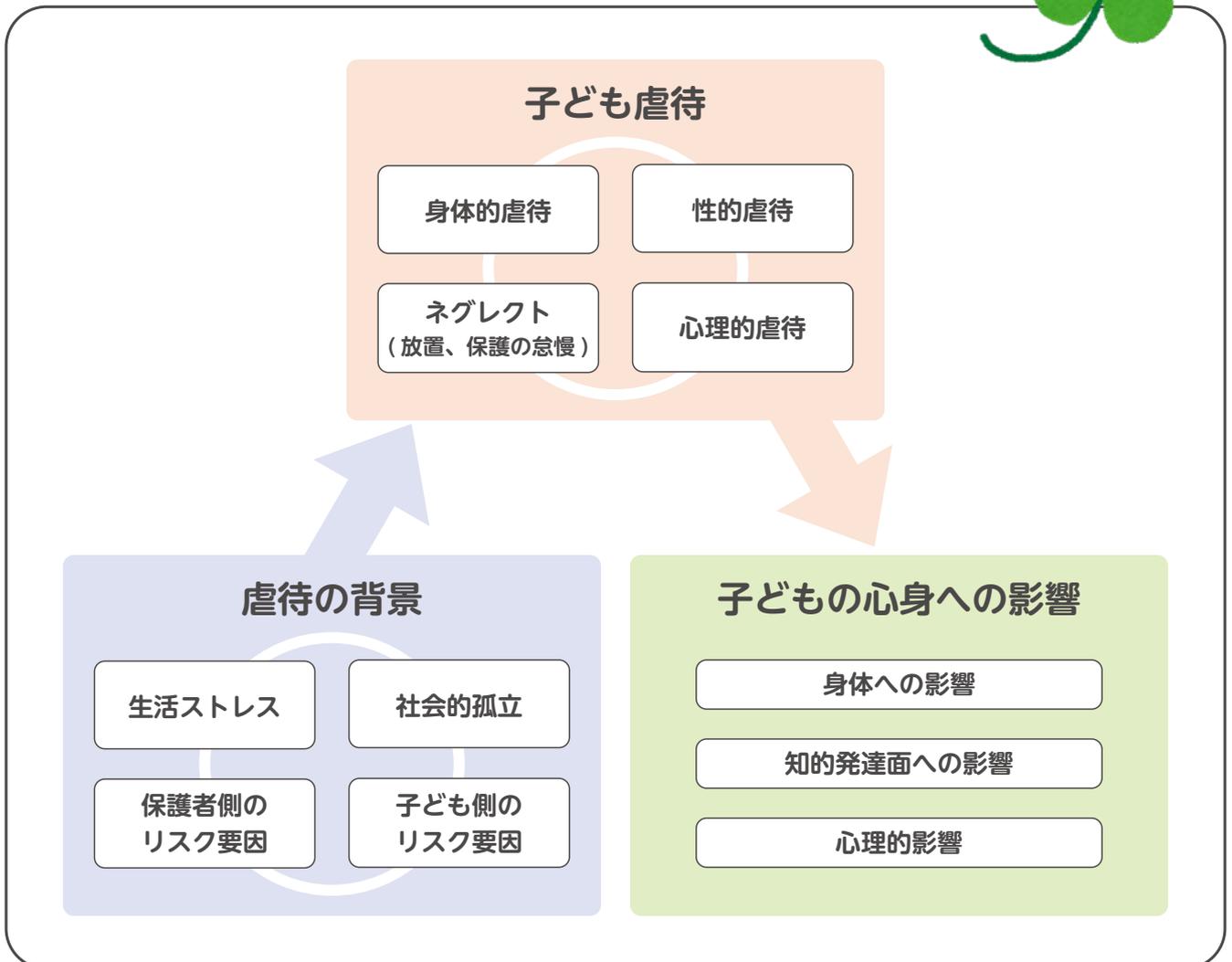
乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、自動車の中に放置する など

心理的虐待

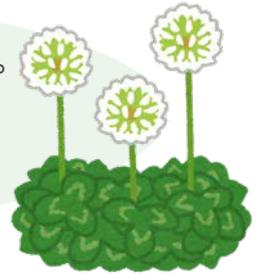
言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（面前DV）など

子どもたちを虐待から守るためには、普段の生活に関わる機関等の気づきと支援が不可欠です。子ども虐待への対応に関するポイントは、

①**気づくこと**、②**つなぐこと**、③**見守ること**の3つです。



以下のポイントをまずは知っておいてください。
より詳しく知りたい場合は、次ページ以降を
ご覧ください。



みなさんに求められていること

理 解

まずは、子ども虐待について知ってください。

どのような場合でも守秘義務の徹底は忘れずに！

気づくこと (早期発見)

虐待を早く見つけるよう努める義務があります。
日頃の地域活動の中で、「何か変」という違和感
を見逃さないようにしましょう

つなぐこと (早期対応・連携)

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたら、通
告する義務があります。

「虐待かも」「心配だな」と思うことがあれば、ま
ずは市町虐待対応担当課や児童相談所にご連絡くだ
さい。(連絡しにくいと思われる場合は、市町社会
福祉協議会や市町の民生児童委員担当課などにご相
談してみてください。)

189番にかけると、お近くの児童相談所につな
がります。

**虐待通告は、
子どもや家庭への支援の始まりです**

見守ること (予防・支援)

地域全体で子どもや家庭を見守り、支えていく姿
勢が大切です。

市町に設置されている「要保護児童対策地域協議
会」では、関係機関や関係者が連携して、子どもと
家庭への支援の在り方を考え、役割を分担し、見守
りを行っています。

1 児童委員・主任児童委員の役割

- (1) 児童委員・主任児童委員は、地域の見守りや相談・支援、地域福祉活動などを行っており、地域に根差した立場を活かした役割が期待されています。
- (2) 各市町に児童委員・主任児童委員が配置されています。その活動内容は、地域によって異なりますが、主な活動は以下のとおりです。

児童委員の活動

- ・ 担当区域内の子ども、妊産婦、ひとり親家庭等の生活実態等を把握し、その後の活動のために正確な記録を残します。
- ・ 担当区域内の子ども、妊産婦、ひとり親家庭等の相談に応じ、利用できる制度やサービス等について助言し、適切な関係機関につなげます。
- ・ 児童の健全育成のための地域活動への住民の参加を促進するとともに、地域の放課後児童クラブ、子育てサークル、保育所等を拠点とした子育てネットワーク、地域母子保健組織等の活動に対し、援助・協力します。

主任児童委員の活動

- ・ 区域担当の児童委員に協力する役割や自ら個別支援活動をする役割、関係機関との連絡調整を行う役割があります。
- ・ 地域によって活動内容は異なりますが、児童委員と主任児童委員が相談し合い、協力して地域支援を行っていくことが大切です。

児童虐待の防止等に関する法律に規定される 児童委員・主任児童委員に課せられる義務

※児童虐待の防止等に関する法律…以下、児童虐待防止法

①早期発見の努力義務（第5条第1項）

児童の福祉に職務上関係のある者は、虐待の早期発見に努める義務があります。

②関係機関への協力の努力義務（第5条第2項）

児童の福祉に職務上関係のある者は、虐待の予防・防止や虐待を受けた子どもの保護・自立支援に関して、関係機関に協力するよう努める義務があります。

③守秘義務（第5条第3項）

虐待を受けた子どもに関して、職務上知り得た情報を漏らしてはいけません。

④通告義務（第6条）

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、市町や児童相談所等に通告、もしくは児童委員を介して市町や児童相談所等に通告しなければいけません。



守秘義務の徹底について

児童委員・主任児童委員には守秘義務が課せられています。

地域活動の中で、直接相談を受けたり、個人情報扱うことも多いですが、それを外部に漏らしてはいけません。

また、児童虐待への対応にあたり、市町や児童相談所に通告・相談した場合や、市町や児童相談所から、子どもや家庭に関する情報の提供や見守り・支援の依頼があった場合も、そのことを他の人に話してはいけません。

家族はもちろんのこと、どれだけ口の堅い人であったとしても、児童委員・主任児童委員として知り得た情報は話してはいけませんので、注意してください。また、児童委員・主任児童委員を解嘱された後でも、外部に漏らしてはいけません。



児童委員・主任児童委員の活動を通じた子ども虐待への取組

児童委員・主任児童委員は、地域活動等を通じて、援助を積極的に求める家庭へのつながりやすさがあります。

そのような家庭に対しては、

- ・ 子育ての悩みや愚痴の話し相手になる
- ・ 援助制度を紹介する
- ・ 子どもへの接し方の上手な部分を誉める
- ・ 地域活動を紹介する

などにより、虐待の予防や一般的な子育て支援につながることができます。

<その他の子ども虐待の早期発見・早期対応に向けた取組例>

・ 関係機関や地域の方との顔の見える関係づくり

何もない時から学校や保育所、地域の取組などに赴き、顔の見える関係を作っておくと、いざという時にスムーズな情報共有や連携などに役立ちます。

・ 登下校の見守り

小学校などの子どもたちが登下校する際は、子どもたちの表情が見えます。『最近元気ないな』『学校の休みが続いている』など気になることがあれば、学校など関係機関に伝えましょう。

・ 夕方の散歩

夕方、地域を散歩してみるのも取組の1つです。家の中から子どもの泣き叫ぶ声や叩かれる音などが聞こえる、遅めの時間に外に幼い子どもが1人で過ごしている、など気になることがあれば、注意が必要です。

2 気づくこと

- (1) 子どもやその保護者への支援を開始するためには、虐待（の疑い）や家庭の SOS に周りが気づくことが何よりも重要です。
- (2) 児童委員・主任児童委員には、虐待の早期発見に努める義務があります。
- (3) 虐待はどこにでも起こる可能性があるため、子どもや保護者、その家庭の状況をめぐる「何か変だ」という異変や違和感を見逃さないことが大切です。

気づきのポイント～生活の様子から～

子どもの様子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不自然な傷、あざ、火傷などがある ・ 衣服や身体がいつも不潔である、季節に合わない服装である ・ 表情が乏しい、元気がない、無気力 ・ 落ち着きがない、過度に乱暴、些細なことでカッとなる ・ 孤立しがちである ・ だれかれとなくベタベタし、甘えた行動をとる ・ 小動物をいじめる ・ 家に帰りたがらない ・ 夜遅くまで遊んでいたり、徘徊している ・ 家の外に閉め出されている ・ 保護者が夜遅くまで帰らず、年齢の低い子どもたちだけで過ごしている
保護者の様子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもに体罰を加える ・ 人前で子どもを大声で怒鳴ったり、叩いたりする ・ 「子どもがかわいくない」などの否定的な話をする ・ 養育について拒否的であったり、食事をきちんとさせないなど放置している ・ けがなどに対する説明が不自然 ・ 子どもがけがや病気をしても医者に見せようとしらない ・ 小さい子どもを置いたまま頻繁に外出している ・ いつも極端に表情が暗く、思い詰めた様子である ・ 長期間姿が見えない、外部の人との接触を避けようとしている ・ 地域や親族との交流がなく、孤立している、支援に拒否的である ・ 病気、アルコール・薬物への依存があると感じる ・ 配偶者に暴力をふるうことが多い、親自身に打撲やあざがある (DV の可能性がある)
家庭の様子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近所から子どもの虐待の目撃情報がある ・ いつも子どもの泣き叫ぶ声や叩かれる音が聞こえる ・ 長らく子どもの姿を見かけない ・ 絶え間ないけんかや家庭不和（暴力、DV の可能性等含む）がある ・ 家中ゴミだらけ、異臭がする ・ 他人が家に頻繁に出入りしている ・ 引っ越しを繰り返している

3 つなぐこと

- (1) 虐待（の疑い）に気づいたら、市町の虐待対応担当課（児童福祉主管課）もしくは児童相談所へつなぐことが必要です。
- (2) 虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに通告しなければなりません。
- (3) 虐待が疑われる場合、または、地域住民からその情報を得た場合、速やかに、市町、児童相談所、県福祉事務所に連絡（通告）します。



- ▶ 通告することは、法令上の守秘義務違反にはあたりません。（児童虐待防止法第6条第3項）
- ▶ さらに、通告を受けた市町や児童相談所は、通告者やその内容について、秘密を守る義務があるので、保護者を含めて対外的に明かすことはありません。（児童虐待防止法第7条）



つなぐこと（相談・情報提供）の重要性

周りが気付き、市町や児童相談所により早くつなぐことは、子どもとその家庭へのより良い支援につながります

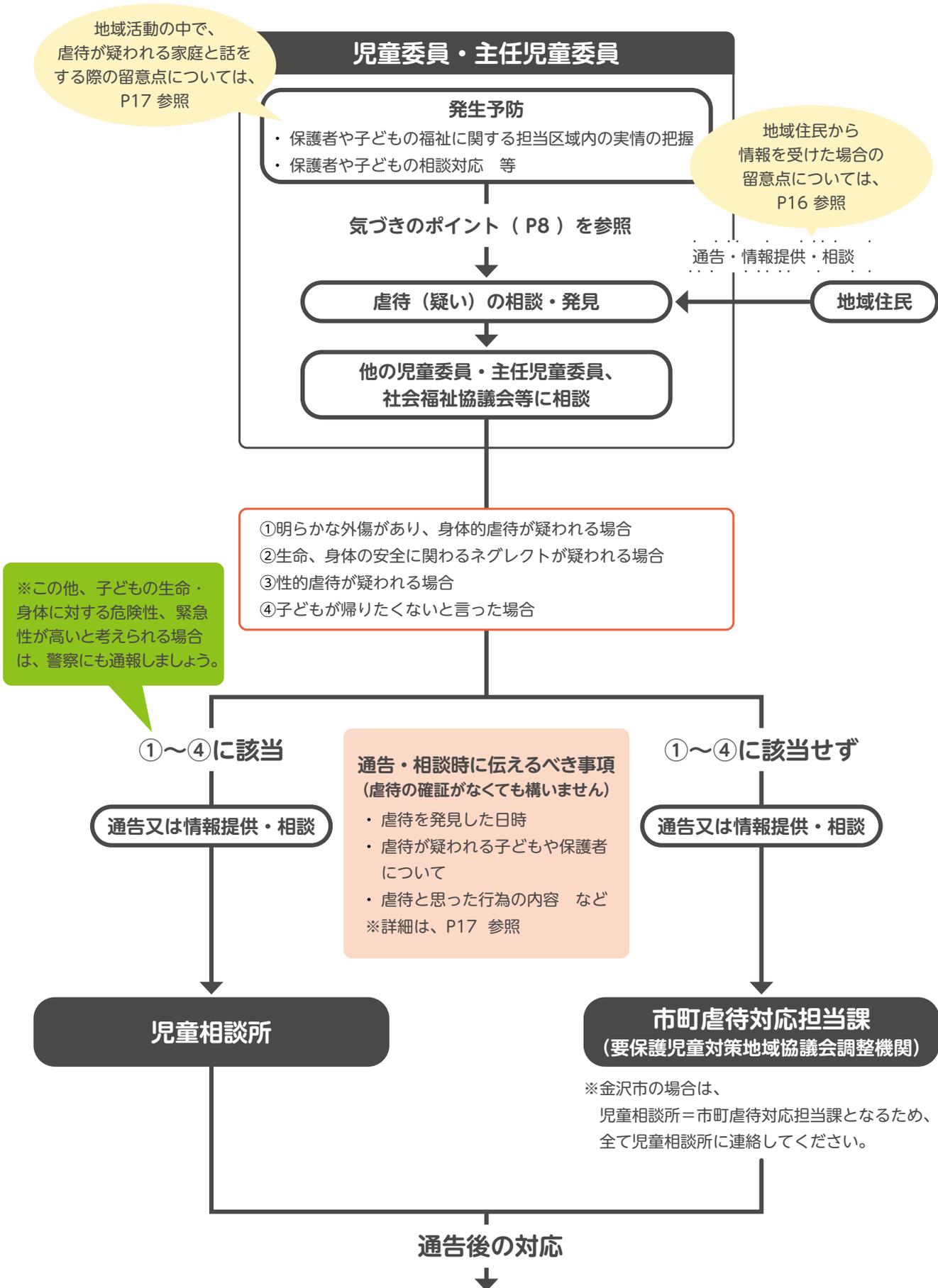
児童虐待防止法第6条では、通告義務が定められていますが、保護者との信頼関係を壊したくないために通告をためらう声も聞かれます。

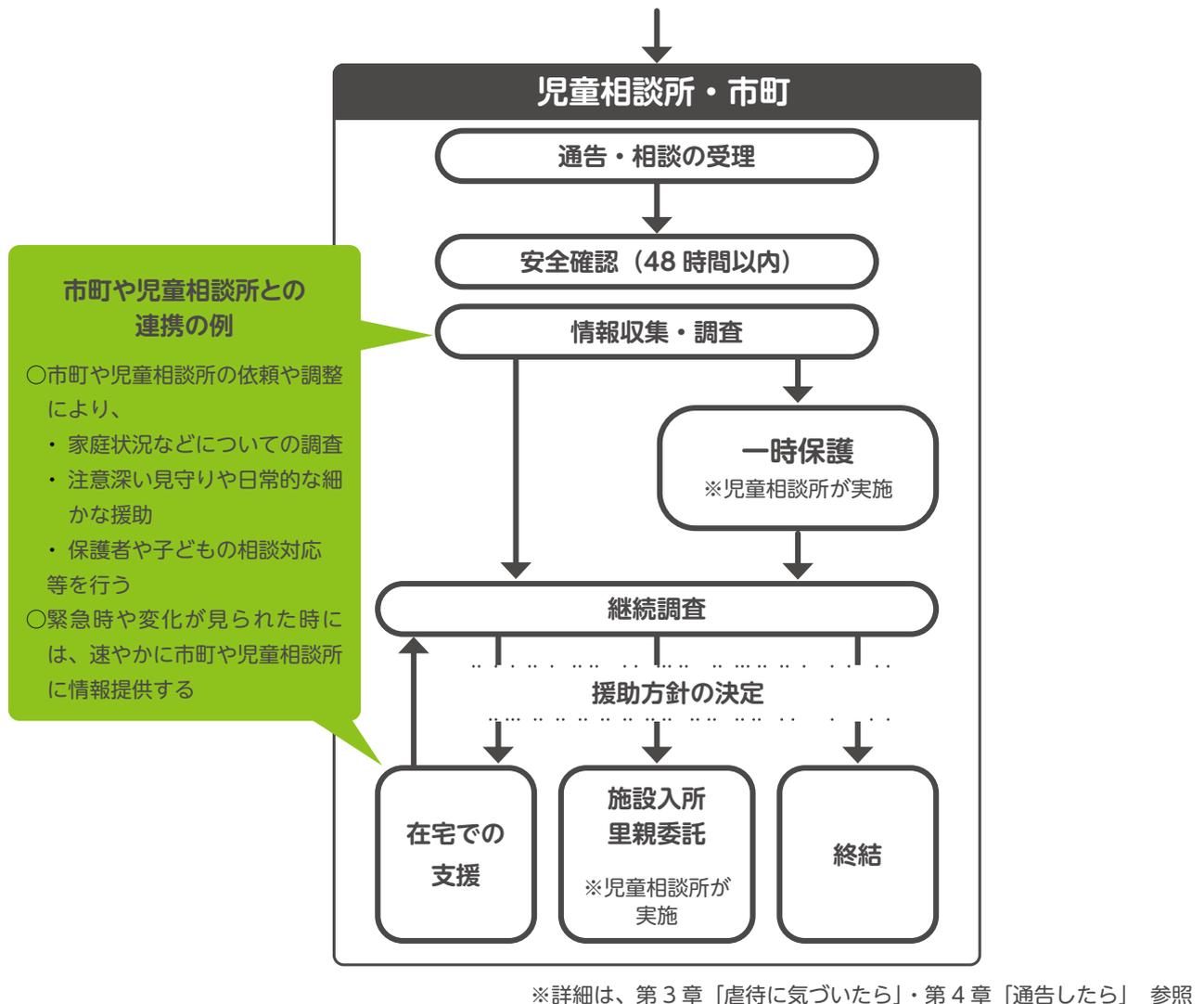
しかし、虐待が疑われても、通告をためらい、通告せずにしばらく様子を見ることで事態の悪化につながる場合も少なくありません。

虐待（の疑い）や家族のSOS・変化に気づく等何か気になることや心配なことがあれば、市町や児童相談所に、ひとまず相談してみる、情報を伝えておくことが大切です。様子を見るのは、相談・情報提供の後にしましょう。

市町や児童相談所等では、子どもや家族の日常の具体的な状況まで把握することが難しいため、子どもの日常生活に関わる機関や関係者等と連携して見守りや支援を行っていくことが必要です。そして、市町や児童相談所は、タイムリーに連絡を受けることで、子どもやその家庭に対して、その時に必要な支援を考えていくことができます。保護者を責めるのではなく、家庭全体を支えるという視点で考えていきましょう。

児童委員・主任児童委員による虐待対応の流れ





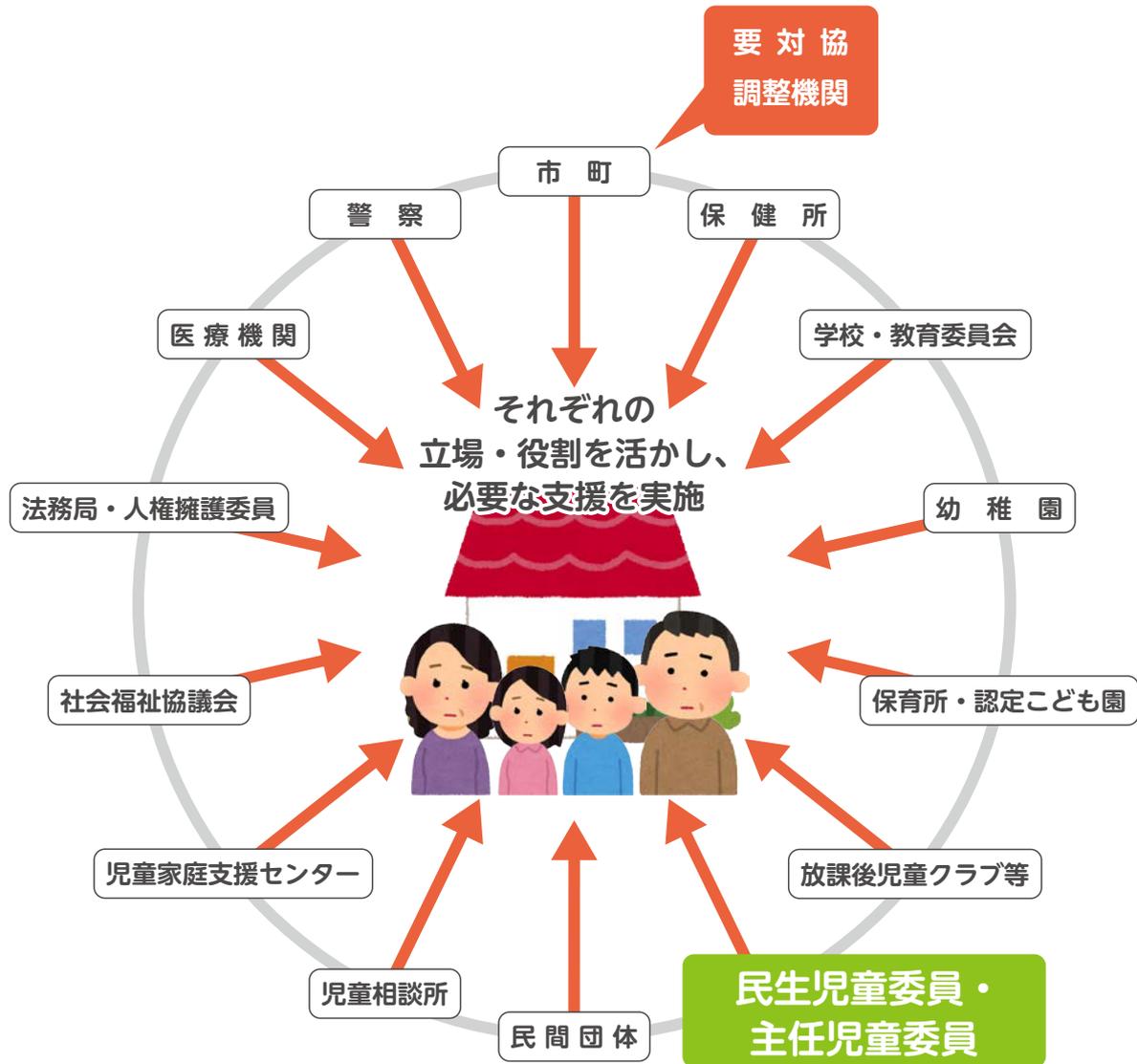
4 見守ること－要保護児童対策地域協議会の役割－

子ども虐待への対応や支援は、一人の支援者や一つの機関だけでできるものではありません。関係機関や関係者が連携を図りながら、一体となって援助することが重要です。

- (1) 通告後、市町や児童相談所による安全確認や援助方針の協議の結果、虐待の程度が比較的軽微な場合、在宅での支援がとられることがあります。
- (2) 在宅での支援を受けている間も、児童委員・主任児童委員は、日頃の地域活動等を通じて、子どもやその家庭の様子を見守っていく役割を担う場合があります。家庭状況の変化や子どもに心配な状況が見られるときは、速やかに市町や児童相談所等に連絡し、情報共有を図ります。
- (3) 市町が設置する要保護児童対策地域協議会（要对協）に参画し、当該家庭や子どもの状況等について、関係機関と情報共有していくことも重要です。児童委員・主任児童委員が把握している子どもやその保護者に関する情報は、その他の構成員にとって重要な情報となります。

※要对協は、市町に設置の努力義務が課せられており、石川県では平成18年から全ての市町に設置されています。

要保護児童対策地域協議会イメージ図



果たすべき機能：

支援が必要な子どもや保護者、妊婦の早期発見や適切な支援を図る

▶ 関係機関相互の情報共有と支援内容の協議

(役割分担と主たる支援機関の明確化) を定期的に行う

要対協の4つの意義

- ① 支援が必要な児童等の早期発見
- ② 支援が必要な児童等に対する迅速な支援
- ③ 関係機関等の情報共有と、課題やアセスメントの共有化
- ④ 援助の役割分担の共通理解

関係機関が、支援が必要な子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下での支援や見守りが重要!!

<参考> 要対協の支援対象について

要保護児童 (児童福祉法第6条の3第8項)	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（虐待を受けている子どもなど）
要支援児童 (児童福祉法第6条の3第5項)	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（虐待の恐れやリスクを抱え、何らかの支援を必要とする保護者とその子どもなど）
特定妊婦 (児童福祉法第6条の3第5項)	出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（すでに養育の問題がある妊婦、望まない妊娠をした妊婦など）



要対協における情報共有と守秘義務

要対協の構成機関の間では、情報交換や支援内容の協議ができます。

また、要対協は、構成機関以外にも、情報提供及び必要な協力を求めることができ、**要対協から協力を求められた関係機関等は、協力に応じるように努めなければなりません**（児童福祉法第25条の3）。

▶ 要対協からの依頼に基づいた情報提供は、守秘義務・個人情報保護に係る規定違反にはなりません。

要対協における情報共有等は、支援が必要な子どもやその家庭への適切な支援を行うためのものであるため、要対協の関係機関や構成員（過去に構成員であったものを含む）には守秘義務が課せられており、要対協で知り得た情報を漏らしてはいけません（罰則規定あり）。

（要対協の構成機関に市町民生委員児童委員協議会として参画している場合は、児童委員・主任児童委員1人1人にも守秘義務（罰則規定あり）がかかっているので注意してください。）



ちょっと教えて！

市町（虐待対応担当課）や児童相談所がよく使うこのことばってどういう意味？

要対協^{ようたいきよう}…要保護児童対策地域協議会の略称。市町が設置する法定協議会。市町や関係機関等により構成され、支援が必要な子どもや保護者、妊婦についての情報共有と支援内容の協議を行います。地域におけるネットワークの要として非常に重要な役割を担っています。（児童福祉法第25条の2）

進行管理^{しんこうかんり}…ケースの状況を把握し、支援内容やリスクの確認、支援方針の見直しの検討を行うこと。これらの確認は、実務者会議等で関係機関との協議のもとで行われることが基本であり、一担当者のみで行うものではありません。

面前DV^{めんぜん}…DVとは、ドメスティックバイオレンスの略で、配偶者や恋人等から振られる暴力のこと。このDVが子どもの目の前で行われることを面前DVと言います。面前DVは心理的虐待にあたります。

安全確認^{あんぜんかくにん}…通告を受け付けた後、48 時間以内に、子どもの現在の状況を直接目視し、子どもの安全確認を行います。(児童虐待防止法第 8 条第 3 項)

一時保護^{いちじほご}…児童相談所が、子どもの安全を確保したり、子どもの心身の状況などを把握したりするために、一時的に子どもを児童相談所等で預かります。保護者の意に反しても一時保護を行うことがあります。一時保護の期間は、長くても概ね 2 ヶ月程度とされていますが、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができます。(児童福祉法第 33 条)

略して、
「一保」と呼ばれる
ことがあります

施設入所^{しせつにゆうしよ}…さまざまな事情で家庭で育てられない子どもを、児童養護施設や乳児院等の施設に入所させること。(児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号)

里親委託^{さとおやいたく}…里親とは、さまざまな事情で家庭で育てられない子どもを、自分の家庭に迎え入れ、愛情と誠意を持って養育してくれる方のこと。そうした里親に子どもを一定期間、あるいは継続的に預け、養育していただきます。(児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号)

※施設入所及び里親委託は、保護者の意に反しても行われることがあります。(児童福祉法第 28 条)



しつけと体罰（虐待）について

しつけとは、子どもの人格や才能などを伸ばし、自律した社会生活を送れるように、保護者などが子どもに働きかけることです。

子ども虐待は、不適切な養育の延長線上にあるもので、虐待をしている保護者は、「しつけのためにしている」と言い、暴力・暴言を正当化することがあります。

たとえしつけのためと保護者が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらず行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し法律で禁止されています（児童虐待防止法第 14 条第 1 項）。

しつけと称して暴力・暴言（体罰等）を行うと、子どもは一時的に言うことを聞かかもしれませんが、それは恐怖心によるものであり、しつけ本来の効果とは言えません。効果を持続させるには、体罰等を加え続けるしかなく、どんどんエスカレートしていくこととなります。そして、体罰等が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。

虐待かどうかの判断は、保護者の意図とは関係なく、子どもの側に立って行われるべきです。また、体罰等をしてしまう保護者の背景も汲み取り、体罰等によらない子育てを保護者と一緒に考えていく姿勢も大切です。

厚生労働省「体罰等によらない子育てのために」リーフレットやパフレットをご活用ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html>)

第2章 関係機関の役割

要対協をはじめとした関係機関との円滑な連携を図っていくためには、子ども虐待への対応や支援に関わる関係機関の役割を理解しておくことが重要です。

各関係機関の主な役割は、以下のとおりです。

各機関	主な役割
市町虐待対応担当課 (児童福祉主管課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊産婦や18歳未満の子どもの福祉に関するあらゆる相談 ・ 子ども虐待に関する相談・通告受理機関、虐待相談対応 ・ 子育て支援事業の実施 ・ 市町要保護児童対策地域協議会の運営
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法に規定された相談機関 ・ 18歳未満の子どもの福祉に関するあらゆる相談 ・ 子ども虐待に関する相談・通告受理機関、虐待相談対応 ・ 子ども家庭相談の一義的窓口を担う市町への後方支援
福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉全般に関する相談支援 ・ 県福祉事務所は、子ども虐待に関する通告受理機関
市町母子保健主管課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠、出産、育児に関する相談 ・ 乳幼児の発育、発達に関する相談 ・ 母子保健事業の実施
県保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域保健法に規定された地域における保健衛生活動の中心機関 ・ 保健・医療に関する相談支援
児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設等に附置された相談機関（児童相談所機能の補完、施設が培ってきたノウハウを活かすことが可能） ・ 18歳未満の子どもに関する相談
学校・教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒への学習教育、生活指導等を行う ・ 日々の学校生活を通して子どもやその家庭の見守り ・ 非行や不登校、長期欠席等の早期把握
保育所・認定こども園・幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児の保育や教育を行う ・ 日常的に子どもにふれ合い、子どもの発育・発達を支援 ・ 日中安心して過ごせる場所の提供 ・ 日々の園生活を通して子どもやその保護者の見守り
その他の児童関係施設 (放課後児童クラブ・児童館・児童デイサービス等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童の居場所づくりとして、保護・育成・家庭支援を行う ・ 児童デイサービスは、障害や発達に不安のある子どもの発達支援を行う
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来及び入院による診断、治療、相談
警察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの安全対策（子ども虐待や犯罪被害の防止） ・ 少年事件捜査 ・ DV事案等特別法犯の捜査
配偶者暴力相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定された行政機関 ・ 配偶者からの暴力の被害者への相談支援

※詳細は、資料編 P29：参考資料②を参照

第3章 虐待に気がいたら—まず、相談・通告—

児童委員・主任児童委員は、地域に密着した活動により、子ども虐待を発見しやすい立場にあるので、子どもの様々な情報をキャッチできるよう日常的にアンテナを張っておきましょう。

- (1) 「通告」というと重大なイメージですが、情報提供又は協力や援助の依頼と考え、市町か県福祉事務所、または児童相談所に連絡してください。



いちはやく
189番にかけると、
お近くの児童相談所につながります。



- (2) 児童委員・主任児童委員自ら、虐待の事実を確認する必要はありません。自己判断で動かず、市町や児童相談所等に相談・通告してください。相談・通告を受けた市町や児童相談所等が、責任を持って、客観的に調査を行います。

地域住民から情報・相談を受けた場合の留意点

- 1 通告者の秘密は守られること、虐待でなかったとしても責任を問われることはないこと等を丁寧に説明します。
- 2 通告者が話している内容が、直接見たことなのか、誰かから聞いたことなのか確認しながら情報を収集します。その際、相手の話をそのまま聴き、推測や解釈、誘導は避けます。
- 3 通告者のなかには「すぐに何とかしてくれ」「その後どうなったか教えてくれ」と言う人もいます。児童委員・主任児童委員ができることは限られていること、また、守秘義務があることなどを丁寧に話し、理解を得るようにします。



ワンポイント

・ いざ通告しようと思うと、不安や心配を抱くこともあるでしょう。通告の前に、他の児童委員や主任児童委員、民児協会長に連絡して、相談することも大切です。一人で抱え込まず、相談し合える体制を整えておくとよいでしょう。

- ・ 市町の虐待対応担当課や児童相談所等への通告にどうしてもためらいがある場合は、市町社会福祉協議会や市町の民生児童委員担当課など、日頃から関わりがあり、相談しやすい関係機関に相談してみるのも一つです。
- ・ ただし、特に緊急性の高い場合や深刻な事例の場合は、児童相談所または警察に緊急連絡し、子どもの安全確保に努めます。

※例えば、子どもの生命が危ぶまれる状態にあるときや、遺児・置き去り児を発見したとき など

■相談・通告する際に伝える情報

- ・虐待に気づいたり、発見した日時
 - ・子ども・保護者の氏名、年齢等
 - ・家庭の状況（家族関係、きょうだいや同居する家族についての情報）
 - ・虐待と思った行為・外傷・症状の内容（誰から、いつから、頻度、どのような）、その行為等に関する本人の説明
 - ・日常的な地域での様子（登下校時の様子、遊び方、他児との関わり、身だしなみ、その他不自然な点など）
 - ・相談・通告者の情報（氏名、所属、住所、電話番号など）匿名でも構いません。
- ※詳細な情報を伝えるために、新たに情報収集する必要はありません。

連絡（通告）する際は、
口頭（電話）で構いません。

虐待が疑われる家庭と話をする際の基本姿勢

もし、児童委員・主任児童委員として個別支援活動をする中で、虐待が疑われる家庭に遭遇した場合は、以下の点に注意して対応しましょう。

保護者に接するとき

- ①自分が児童委員という立場であることを理解してもらう
- ②保護者を責めたり、注意をしない
- ③子どものことを最優先に考えてかかわる
- ④自分の体験や価値観にとらわれない
- ⑤理解しようとする姿勢を持ち続ける



子どもに接するとき

- ①問い詰めるような質問はしない
- ②結論を急いだり誘導的質問をしない
- ③「他の人には言わないから」というような約束をしない
- ④（虐待をした）保護者を感情にまかせて非難しない
- ⑤過剰に反応しない

※ 一般の人だけでなく、専門職の人でも、子どもを守らなければという思いから、虐待をした保護者に対して、批判的な態度になりがちです。しかし、子どもの泣く意味が理解できないなど、子育ての仕方が分からず、保護者自身が悩み、援助を求めている場合も少なくありません。

援助の基本は、マイナスイメージを持つことなく、相手の立場を理解するように努め、接することです。その上で、保護者を支えながら、子どもとの関係を修復していくのだという考え方が必要です。

第4章 通告したら

児童委員・主任児童委員などが、虐待に気づいて、市町や児童相談所等に通告した後、親子に対する心のケア等が始まるまでの各機関の対応内容は、次のようになります。

1 初期対応—調査、情報収集と関係機関との連携—

通告を受けた市町や児童相談所は最初に次のような対応をします。

- (1) 通告を受けた各機関は、子どもの安全確認（通告を受けてから48時間以内）を行うとともに、通告者や関係機関からの情報収集や、家庭の調査をできるだけ早期に行い、まず、虐待の事実の確認や、実態の把握を行います。



ワンポイント

- ・ 児童委員・主任児童委員が、市町や児童相談所から、子どもや家庭の状況等についての調査依頼を受けた場合は、必要な情報をきちんと提供することが大切です。
- ・ 調査を行うことによって、家庭が門を閉ざし、時には転居してしまうこともあるので、慎重に対応することが必要です。
- ・ 仮に依頼がなくても、当該家庭を注意深く見守り、異変などに気づいたときは関係機関に知らせることも大切です。

- (2) その際、市町や児童相談所の職員には守秘義務があり、通告者のプライバシーには十分な配慮がなされます。

- (3) そして、市町や児童相談所が緊急性を判断し方針を決めた上で、関係機関と連絡調整しつつチームで対応していきます。

ご理解ください

通告を受けた市町や児童相談所からは、調査の結果やその後の対応についての情報の提供や報告がなされない場合もあります。

2 援助の方法

初期対応の後、通告を受けた市町や児童相談所では、緊急性に応じて、次に示す援助の方法を考えます。

緊急性が高いと考えられるとき

- (1) 子どもの安全を確保します。

- ① 子どもに生命の危険があるなど緊急の場合、通告を受けた各機関は連携して、一時



保護などで、子どもの安全を確保します。

②児童相談所は、保護者の同意が得られなくても、一時保護することができます。

(2) 今後の対応を判断します。

安全を確保した上で、児童相談所は、保護者などの虐待者と子どもを長期に離す必要があるかどうかを、さらに見極め判断します。

(3) 子どもと保護者を長期に離す必要があると判断された場合は、子どもは児童相談所の一時保護を経て、里親に委託もしくは児童養護施設などに入所することになります。

①まず、安全な環境を保障することが目的ですが、安心できる場で生活し、子どもの情緒や行動が安定することにより、保護者などの虐待者との関係修復のきっかけになることも少なくありません。また、保護者などの側にも子どもから離れることにより、養育の負担から解放され、気持ちに余裕が生まれるメリットもあります。

②子どもが里親委託もしくは施設入所となった後も、子どもと保護者などが、虐待のない家庭で再び一緒に暮らせるように援助していく必要があります。そのため、子ども・保護者・その他の家族にどのような目標を持って援助していくのか、また、関わる機関が、どのような役割分担をするのかといった総合的な援助の計画を立て、継続的に支援していきます。

(4) 在宅での支援を行っていくと判断された場合は、子どもを保護者の元に帰します。家庭復帰後は、市町や児童相談所等が中心となり、虐待が繰り返されないよう、学校や保育所、児童委員・主任児童委員などの関係機関や関係者と連携し、地域で見守っていきます。

緊急性が低いと考えられるとき

(1) 在宅のまま援助します。

(2) 虐待に結びつく親などは、自身が養育の負担に悩んだり、また、家庭の経済問題や地域との関係など、生活全般にわたる悩みを抱えて援助を求めている場合もあります。

(3) このような事情にも配慮して、再び虐待が起きないように、地域の関係機関が連携して、家庭を支援していくこととなります。

(4) 相談やその他の制度利用については、当事者がそれを利用しようという思いが大切で、援助を受けようとする意思形成に向けた働きかけも必要です。



ワンポイント

いずれにしても在宅での援助を行っていく場合には、要対協で今後の援助方針について協議し、定期的にケースの状況を把握し、援助方針の見直し等を行っていきます。

1つの機関だけが家庭への支援を担うのではなく、直接ケースに関わっていなくても、要対協みんなが一体となり、協働して支援していくという意識が重要です。

3 在宅での支援—地域での見守り—

- (1) 緊急性やリスクが低い場合は、在宅のままで支援（継続支援）を行います。
子ども虐待相談の多くは、在宅での支援を行っています。
- (2) 児童委員・主任児童委員は、日頃の地域活動等を通じて、子どもや家庭の様子を見守っていく役割を担います。
- (3) 家族状況の変化や子どもに心配な状況が見られるときは、速やかに市町や児童相談所等に連絡をし、関係機関での情報共有を図ります。

地域での子育て支援が虐待防止につながります

『子育て』というと、保護者の責任が強調されますが、保護者がその責任をよく果たすには、周囲の理解と支えが必要不可欠です。しかし、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。そのため、保護者が育児の負担を抱え込まないように、地域の様々な支援制度が設けられています。

- ・ **相談**：保育所や市町保健センター、児童家庭支援センター、児童相談所など
- ・ **預ける**：保育所・認定こども園・幼稚園、病児・病後児保育、休日保育、一時預かり、ファミリーサポートセンター、ショートステイ（短期宿泊）・トワイライトステイ（夜間預かり）など
- ・ **参加**：地域子育て支援拠点、育児サークル、児童館など

もし地域の中で子育てに不安を持つ保護者に出会ったり、保護者から相談を受けた場合は、保護者の思いを受け止め、寄り添いながら、関係機関や子育て支援制度につなげていくとよいでしょう。

このような虐待もあると
ぜひ頭の片隅に入れておいて
ください。

特殊な虐待

1 乳幼児揺さぶられ症候群（Shaken Baby Syndrome, SBS）

虐待が疑われる乳幼児頭部外傷（AHT）の一部とされています。泣き止まない乳児を激しく揺さぶったり、強く高い高いをした際など、首が前後に激しく揺さぶられることで柔らかい脳が頭蓋骨にぶつかり、脳内の血管が破れて出血したり脳自体に損傷を受けます。重傷例では死亡あるいは重度の後遺症を残すことが少なくありません。

2 代理によるミュンヒハウゼン症候群（Munchausen Syndrome by Proxy, MSBP）

もともと健康上問題のない子どもに意図的に何らかの病気やけがを作り、献身的に看護する保護者を演ずることで満たされる特異な子ども虐待です。加害者である保護者は、医師がその子どもに様々な検査や治療が必要であると誤診するような、巧妙な虚偽や症状のねつ造をします。そのため、子どもは本来不必要な医療的処置を受け続けるのみならず、重篤な障害を負わされる危険があります。



地域での見守り活動における留意事項

- ・ 日頃の見守りの中で、家族が地域の中で孤立していないか、家族だけで困難な問題を抱えていないかということも留意しながら、適度な距離感での支援を心がけましょう。不用意な介入や深入りをしないように注意する必要があります。
- ・ 要対協で行われるケース会議等への参加を求められた場合や、家族状況や子どもの様子に変化が見られた場合は、当該家庭についての情報を市町や児童相談所に提供しましょう。
- ・ 保護者から、子どもへの心配や不安、困っていること等について相談を受けた場合は、保護者の思いを受け止めつつ、専門機関の機能についても説明し、専門機関につなぐための働きかけを行います。
- ・ **いずれにしても、児童委員・主任児童委員としての活動の中で知り得た情報を外部に漏らしてはいけません（守秘義務の徹底）。**

些細な家族状況の変化などにより、虐待の発生・再発に繋がる場合があります。そのため、状況の変化を速やかに把握し、関係機関で情報共有し、臨機応変に対応していくことが重要です。

【環境変化の具体例】

- ・ 夫婦喧嘩 ・ 別居、離婚
- ・ 結婚、再婚 ・ 妊娠、出産
- ・ 交際相手ができた
- ・ 交際相手や知人との同居 ・ 転居
- ・ 失業、就職 ・ 祖父母との喧嘩
- ・ 家族の病気 ・ 子どもの問題行動 など

※身なりがよくなった、車が変わったという変化から、上記のような家族状況の変化が分かる場合もあります。



DV と子ども虐待との関係について

DV は、配偶者やパートナーから暴力を受けている人だけでなく、その家庭にいる子どもにも深刻な影響を及ぼします。

配偶者やパートナーに暴力を振るう人は、子どもにも暴力を振るう率が高いと言われています。

児童虐待防止法では、子どもの前で配偶者やパートナーに対する暴力が行われることは、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに心理的外傷を与えるものであれば子ども虐待にあたりとされています。

もし、暴力を受けている人が身近にいたら、「暴力は振るう方が悪い。あなたに責任はない。」「ひとりで悩んでいないで、一度相談をしてみたら？」とそっと相談窓口を教えてあげてください。そして、子どもへの影響も心配されるようでしたら、市町や児童相談所にも連絡してください。



第5章 主な相談機関一覧

1 市町児童相談窓口

市町名	担当部署	連絡先
金 沢 市	こども相談センター（児童相談所）	076-243-4158
七 尾 市	子育て支援課	0767-53-8445
小 松 市	こども家庭センター	0761-24-8073
輪 島 市	こども家庭センター	0768-23-0082
珠 洲 市	福祉課（子育て支援係）	0768-82-7747
加 賀 市	こども家庭センター（子育て応援ステーション）	0761-72-2565
羽 咋 市	こども家庭センター（こども課）	0767-22-6914
か ほ く 市	こども家庭センター（こども家庭課）	076-283-4320
白 山 市	子ども総合相談室	076-276-1792
能 美 市	こども相談ステーション	0761-58-1420
野々市市	子育て支援課	076-227-6077
川 北 町	福祉課	076-277-8388
津 幡 町	こども家庭センター	076-288-6702
内 灘 町	こども家庭センター	076-286-5622
志 賀 町	子育て支援課	0767-32-9122
宝達志水町	こども家庭センター（子育て応援室）	0767-28-5526
中 能 登 町	こども家庭センター（健康保険課）	0767-72-3932
穴 水 町	こども家庭センター（子育て健康課）	0768-52-3210
能 登 町	こども家庭センター	0768-62-8513

2 児童相談所

対象区域	名称	電話番号
全域	児童相談所 虐待対応ダイヤル	189 (通話料無料) オペレーターが応答し、住所地を管轄する 児童相談所につながります ※ 24 時間 365 日対応
	児童相談所 相談専用ダイヤル	0120-189-783 (通話料無料) お近くの児童相談所につながります
白山市・野々市市 かほく市・津幡町 内灘町	石川県 中央児童相談所	076-223-9553 月～金 8:30～17:45 ※虐待通告、緊急を要する相談については、24 時間 365 日対応
小松市・加賀市 能美市・川北町	石川県南加賀 保健福祉センター	0761-22-0792 月～金 8:30～17:45 ※上記時間以外は、石川県中央児童相談所
七尾市・羽咋市 志賀町・宝達志水町 中能登町	石川県 七尾児童相談所	0767-53-0811 月～金 8:30～17:45 ※虐待通告、緊急を要する相談については、24 時間 365 日対応
輪島市・珠洲市 穴水町・能登町	石川県能登北部 保健福祉センター	0768-22-4149 月～金 8:30～17:45 ※上記時間以外は、石川県七尾児童相談所
金沢市	こども相談センター (金沢市児童相談所)	076-243-4158 月～金 9:00～17:45 虐待通報：076-243-8348 ※虐待通告は 24 時間 365 日対応

3 福祉事務所

名称	電話番号	名称	電話番号
石川中央保健福祉 センター地域支援課	076-289-2202	輪島市福祉事務所	0768-23-1161
		珠洲市福祉事務所	0768-82-7748
能登中部保健福祉 センター地域支援課	0767-53-2482	加賀市福祉事務所	0761-72-7851
		羽咋市福祉事務所	0767-22-3939
能登北部保健福祉 センター地域支援課	0768-22-4149	かほく市福祉事務所	076-283-7121
		白山市福祉事務所	076-274-9509
金沢市社会福祉事務所	076-220-2292	能美市福祉事務所	0761-58-2230
七尾市福祉事務所	0767-53-8418	野々市市福祉事務所	076-227-6061
小松市社会福祉事務所	0761-24-8051		

4 警察

対象区域	名称	電話番号
全県	警察本部	076-225-0110
加賀市	大聖寺警察署	0761-72-0110
小松市	小松警察署	0761-22-0110
能美市・川北町	能美警察署	0761-57-0110
白山市・野々市市	白山警察署	076-216-0110
金沢市	金沢中警察署	076-222-0110
	金沢東警察署	076-253-0110
	金沢西警察署	076-266-0110
かほく市・津幡町・内灘町	津幡警察署	076-289-0110
羽咋市・志賀町・宝達志水町	羽咋警察署	0767-22-0110
七尾市・中能登町	七尾警察署	0767-53-0110
輪島市・穴水町	輪島警察署	0768-22-0110
珠洲市・能登町	珠洲警察署	0768-82-0110

5 児童家庭支援センター

名称	電話番号
ファミリーステーションいなみえん (加賀市片山津温泉井6番地)	0761-75-8889 月～金 9:00～17:00
育松園児童家庭支援センター (小松市額見町ら2番地4)	0761-58-1927 月～金 9:00～17:30
児童家庭支援センターあすなろ (穴水町志ヶ浦15字1番地3)	0768-52-4141 月～金 9:00～17:00
こども家庭支援センター金沢 (金沢市平和町3丁目23番5号)	076-243-8341 月～金 9:00～17:30

6 配偶者暴力相談支援センター

名称	電話番号
石川県女性相談支援センター	076-223-8655 月～金 8:30～17:15

7 その他の電話相談

名称	相談内容	電話番号等	相談時間
いしかわ妊娠相談 ダイヤル (石川県)	妊娠についての 悩み	076-238-8827	月～土 9:30～12:30 火 18:00～21:00 ※メールでの相談も可能 ※日・祝・年末年始は休み
		preg-110@ pref.ishikawa. lg.jp	
		LINE 相談 ID : @247cjbjr	10:00～22:00 (無休) ※相談の受付は 24 時間です が、上記時間内に返信します。
子育て・虐待予防 ホットライン (NPO 法人子どもの虐待防止 ネットワーク石川)	虐待についての 悩み	076-296-3141	木・土 10:00～16:00
パパママ・ホッとライン (NPO 法人子ども夢フォーラム)	子育てについての 悩み	076-214-5666	火～金 10:00～15:00
チャイルドライン・ いしかわ (NPO 法人子ども夢フォーラム)	子ども自身 の悩み	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00
家庭教育電話相談 (石川県教育委員会)	家庭教育の悩み	076-263-1188	月～土 9:00～13:00
24 時間子供 SOS テレホン (石川県教育委員会)	いじめの悩み	076-298-1699 0120-0-78310	24 時間
いじめ相談窓口 (石川県教育委員会)	いじめの悩み	076-225-1830	月～金 9:00～17:00
いじめ 110 番 (石川県警察本部)	いじめの悩み	0120-61-7867	24 時間
DV ホットライン (石川県)	DV について の悩み	076-221-8740	月～金 9:00～21:00 土・日・祝 9:00～17:00
DV 相談 + (プラス) (内閣府)	DV について の悩み	0120-279-889	24 時間 メール、チャットでの相談も可能
こころの相談ダイヤル (石川県こころの健康センター)	心の悩み全般	076-237-2700	24 時間
金沢こころの電話 (公益社団法人金沢こころの電話)	心の悩み全般	076-222-7556	月～水 18:00～21:00 木・金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00 祝(月～水)9:00～21:00 (木～土)9:00～23:00
夜間小児救急電話相談 (石川県)	子どもの 急な病気	#8000 または 076-238-0099	18:00～翌 8:00

資料編

参考資料① 虐待のリスク要因

※虐待が起きる背景には、社会的な要因や、家族それぞれの個別的な要因が複雑に、複数絡み合っています。

※これらの要因は、虐待の発生の可能性を高める要因（リスク要因）であって、こういった要因があることが必ずしも虐待を引き起こすわけではありません。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">保護者側のリスク要因</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠そのものを受容することが困難（望まない妊娠） ・若年の妊娠 ・子どもへの愛着形成が十分に行われていない （妊娠中に早産等何らかの問題が発生したことで胎児への受容に影響がある、子どもの長期入院など） ・マタニティブルーズや産後うつ等精神的に不安定な状況 ・性格が攻撃的・衝動的、あるいはパーソナリティの障害 ・精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存等 ・保護者の被虐待経験 ・育児に対する不安（保護者が未熟等）、育児の知識や技術の不足 ・体罰容認などの暴力への親和性 ・特異な育児観、脅迫的な育児、子どもの発達を無視した過度な要求 など
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">子ども側のリスク要因</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児期の子ども ・未熟児 ・障害児 ・多胎児 ・保護者にとって何らかの育てにくさを持っている子ども など
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">養育環境のリスク要因</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的に不安定な家庭 ・親族や地域社会から孤立した家庭 ・未婚を含むひとり親家庭 ・内縁者や同居人がいる家庭 ・子連れの再婚家庭 ・転居を繰り返す家庭 ・保護者の不安定な就労や転職の繰り返し ・夫婦間不和、配偶者からの暴力（DV）等不安定な状況にある家庭 など
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠の届出が遅い、母子健康手帳未交付、妊娠健康診査未受診、乳幼児健康診査未受診 ・飛び込み出産、医師や助産師の立ち会いがない自宅等での分娩 ・きょうだいへの虐待歴 ・関係機関からの支援の拒否

参考資料② 関係機関の虐待対応における主な役割

市町虐待対応担当課（児童福祉主管課）（子ども家庭総合支援拠点）	
役割	<p>地域に身近な公的機関として子ども家庭相談の一義的な窓口であるとともに、虐待の通告受理機関となっています。また、さまざまな子育て支援事業を実施しています（ほとんどの市町では児童福祉主管課が虐待対応担当も担っています）。</p> <p>子ども家庭総合支援拠点は、子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、子ども等に関する相談対応を行い、ソーシャルワークを中心とした機能を担うもので、子ども家庭への支援（虐待対応を含む）を行う拠点となります。</p>
発見	<p>子どもの生活・家庭内の問題等、様々な相談に応じる中で、虐待や不適切な養育ケース（疑いを含む）の子どもを早期に把握します。</p>
初期対応	<p>虐待の疑いの通告を受けた場合、もしくは虐待の疑いのある事例を発見した場合には、情報を確認し、必要に応じて児童相談所と連携し、調査や安全確認等を行います。緊急性やリスクが高い場合は、速やかに児童相談所に連絡します。</p>
援助	<p>調査の結果に基づき、援助方針を決定します。</p> <p>①継続的な来所相談や家庭訪問を行い、親子関係の調整や指導を行います。</p> <p>②経済的な困窮や育児への不安・ストレスなど家庭が抱える問題に対し、福祉や子育て支援事業等の活用につなげ、保護者の負担軽減を図ります。</p> <p>③関係機関に対し、地域での見守りや支援を依頼する等、関係機関と連携した支援を行います。その際は、定期的な状況把握を行うとともに、要対協にて、子どもに関する情報や考え方を共有し、役割分担をしながら、適切な連携を図っていくように努めます。</p>

児童相談所	
役割	<p>児童福祉法に設置が義務づけられている児童福祉の専門機関で、子どもに関する専門的知識や技術を必要とする相談を受けています。</p> <p>市町、県福祉事務所とともに、虐待の通告受理機関となっています。さらに、立入調査や一時保護、施設等への入所の権限が与えられています。</p>
初期対応	<p>虐待の疑いの通告を受けた場合、もしくは虐待の疑いのある事例を発見した場合には、情報を確認し、関係機関と連携し調査や安全確認等を行います。</p>
介入	<p>初期調査の結果、緊急性やリスクが高い場合は、子どもを一時保護します。原則として子どもや保護者の同意を得て行いますが、同意が得られない場合にも、児童相談所の判断で一時保護することができます。</p>
援助	<p>子どもの状況等を総合的に診断し、援助方針を決定します。</p> <p>①在宅での指導 虐待が比較的軽微であり、在宅でも虐待が拡大しないと判断される場合は、子どもを家庭から引き離すことなく、継続的な来所相談や家庭訪問を行い、親子間の調整や指導を行います。また、関係機関等に地域での見守りや支援を依頼するなど、連携して、継続的な支援を行っていきます。</p> <p>②親子分離 在宅での指導が困難である場合、子どもの施設入所（里親委託含む）により、一定期間親子が離れて生活し、家庭環境や親子関係の修復を図ります。</p>

福祉事務所	
役割	<p>管轄する地域の住民の福祉を図る行政機関です。生活保護、高齢者、児童、母子、障害などに関する相談に応じています。</p> <p>県の設置する福祉事務所は、虐待の通告受理機関となっています。</p>
発見	<p>①子どもの生活・家庭内の問題等、様々な相談に応じる中で、虐待や不適切な養育ケース（疑いを含む）の子どもを早期に把握します。</p> <p>②生活保護、児童福祉、母子福祉関係等の援助を受けている家庭や窓口相談の中から、虐待や不適切な養育ケース（疑いを含む）の子どもを早期発見に努めます。</p>
初期対応	<p>県福祉事務所では、虐待の疑いの通告を受けた場合、もしくは虐待の疑いのある事例を発見した場合には、情報を確認し、町や児童相談所と連携し調査等を行います。</p>
援助	<p>町や児童相談所にケースを移した後において、町の要対協の一員として、子どもや家庭への必要な支援を行います。</p> <p>①ケースの状況によっては、継続した訪問や電話・面接による相談を行い、子どもの見守りや、保護者の育児不安等の相談支援を行います。</p> <p>②そのケースの背景に応じて、様々な制度の利用を勧め、その家庭全体を支援し、見守る体制をつくります。</p>

市町母子保健主管課・保健センター（子育て世代包括支援センター）	
役割	<p>妊娠中から乳幼児期まで、健やかな子どもの育成のためにさまざまな母子保健事業を実施しています。</p> <p>子育て世代包括支援センターは、主に妊産婦及び乳幼児に対し、妊娠・出産・育児に関する相談対応を行い、包括的な、切れ目のない支援を提供します。</p>
発見	<p>母子健康手帳の交付や新生児訪問、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通して、ハイリスク家庭（支援が必要な妊婦、子どもやその家庭）について把握に努めます。</p>
初期対応	<p>①虐待の疑いのある事例を発見した場合は、速やかに市町の虐待対応担当課に情報提供（通告）し、連携・協力しながら、調査や安全確認を行います。</p> <p>②なお、緊急介入が必要と思われるケースあるいは、その可能性の高いケースについては、すぐに児童相談所に通告します。</p>
援助	<p>通告後において、市町の要対協の一員として、子どもや家庭への必要な支援を行います。</p> <p>①乳幼児健康診査等により、子どもの発育状況等を把握し、保護者の思いに寄り添いながら、その他の母子保健事業につなげたり、子育て支援サービスを紹介する等、継続的な支援を行います。</p> <p>②ケースの状況によっては、継続した訪問や電話・面接による相談を行い、子どもの見守りや、保護者の育児不安等の相談支援を行います。</p>

県保健所	
役割	<p>地域保健法により、県に設置され、地域における保健衛生活動の中心機関としての役割を担っており、特に周産期医療保健機関との連携による早期支援体制の整備を行うなど保健事業を通して虐待予防に努めています。</p>
発見	<p>①療育発達相談事業で、虐待や不適切な養育ケース（疑いを含む）の子どもについて把握に努めます。市町の依頼により、訪問活動に協力します。</p> <p>②精神保健面での支援を必要としている人のうち、不適切な養育を行う事例などの把握を行います。</p>

県保健所	
初期対応	<p>①虐待の疑いのある事例を発見した場合は、速やかに市町、県福祉事務所、児童相談所に通告します。</p> <p>②なお、緊急介入が必要と思われるケースあるいは、その可能性の高いケースについては、すぐに児童相談所に通告します。</p> <p>③通告先機関に対して、必要に応じて、子どもの安全確認などに協力します。</p>
援助	<p>通告後において、市町の要対協の一員として、子どもや家庭への必要な支援を行います。</p> <p>①ケースの状況によっては、市町や児童相談所等と連携し、継続した訪問や電話・面接による相談を行い、子どもの見守りや、保護者の育児不安等の相談支援を行います。</p> <p>②保護者が精神障害である場合など、必要に応じて、医療機関等関係機関との連絡調整を行うとともに、子どもと家族の支援を行います。</p> <p>※なお、保護者の精神症状が緊急介入を要すると判断される場合は、精神保健福祉法に基づく入院措置を行います。その際にも市町の要対協に情報提供することが必要です。</p>

児童家庭支援センター	
役割	<p>児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな相談支援を行う児童福祉施設です。</p> <p><児童家庭支援センターの主な業務></p> <p>①地域・家庭からの相談、必要な助言 ②児童相談所からの受託による指導</p> <p>③市町への技術的助言 ④関係機関等との連携・連絡調整 等</p>
発見	<p>①窓口や個別訪問での相談、子育て家庭を対象とした地域活動の中で、虐待されている（疑いのある）子どもの早期発見に努めます。</p> <p>②児童養護施設を退所した子どもや、家庭にしながら児童相談所の指導を受けている子どもの生活の状況を把握し、虐待の再発防止に努めます。</p>
初期対応	<p>①虐待の疑いのある事例を発見した場合は、速やかに市町、県福祉事務所、児童相談所に通告します。</p> <p>②日頃の保育所や幼稚園、学校、児童委員などとの密接な連絡体制を活かして、きめ細かに情報収集し、通告機関への情報提供を行います。</p>
援助	<p>通告後において、市町の要対協の一員として、子どもや家庭への必要な支援を行います。</p> <p>①ケースの状況によっては、継続した訪問や電話・面接による相談を行い、子どもの見守りや、保護者の子どもとの関わり方等の相談支援を行います。</p> <p>②児童相談所からの委託により、その援助方針に沿って、具体的な援助目標や援助方法を定め指導を行います。</p> <p>③児童養護施設等に設置されていることから、夜間等の緊急の相談や一時保護の要請への対応も期待されており、対応手順の職員への周知が必要です。</p>

学校・教育委員会	
役割	子どもが毎日通い、同年齢集団等の中で学び、遊び、生活する場であり、非行や虐待を受けている子ども等要保護児童の早期発見が可能です。
発見	虐待は、子育て中のどこの家庭でも起きうるものだという視点に立ち、子どもや保護者の様子に気を配り、早期発見に努めます。
初期対応	①虐待の疑いがある場合は、市町、県福祉事務所、児童相談所に通告します。 ②虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく記録を残し、身体的な傷についても、できる限り記録にとっておくことが望まれます。児童相談所等の専門機関の判断材料となります。 ③深刻な事例の場合、学校が単独で判断し介入することは、円満な解決に至らず、危険な結果となる場合があるため、必ず児童相談所など専門機関の判断を求めする必要があります。
援助	通告後において、市町の要対協の一員として、子どもや家庭への必要な支援を行います。 ①援助を行う際には、単に加害者と被害者という関係で見ずに、虐待者も不安や恐れの中で苦しんでいることに目を向けた支援になるよう心掛けます。 ②家庭や学校生活での様々な悩みごとについて、できるだけ相談相手となったり、保護者に対して子育てのアドバイスなどの支援も行えるよう努めます。

保育所・認定こども園・幼稚園	
役割	保育所や認定こども園・幼稚園では、登園時や保育活動中などあらゆる機会に子ども虐待の早期発見が可能です。また、子どもの送迎時に保護者と接する機会も多く、保護者に対して、子育てについての助言等を行う場でもあります。
発見	虐待は、子育て中のどこの家庭でも起きうるものだという視点に立って、早期発見に努めます。
初期対応	①虐待の疑いがある場合は、市町、県福祉事務所、児童相談所に通告します。 ②虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく記録を残し、身体的な傷についても、できる限り記録にとっておくことが望まれます。児童相談所などの専門機関の判断材料となります。 ③深刻な事例の場合、園が単独で判断し介入することは、円満な解決に至らず、危険な結果となる場合があるため、必ず児童相談所など専門機関の判断を求めする必要があります。
援助	通告後において、市町の要対協の一員として、子どもや家庭への必要な支援を行います。 送迎時に保護者と会う機会等を活用し、保護者の気持ちを受容しながら、家庭での様々な悩み事について、できるだけ相談相手となり、子育てのアドバイスなどの援助も行えるよう努めます。

その他の児童関係施設（放課後児童クラブ・児童館・児童デイサービス等）	
役割	日頃の活動の中で子どもたちの身体的な状況や行動面の変化に目を配り、さらに保護者との日頃の関わりの中で親子関係や子育ての様子を知ることができるので、子ども虐待の早期発見が可能です。
発見	虐待は、子育て中のどこの家庭でも起きうるものだという視点に立ち、早期発見に努め、虐待の疑いがある場合には、市町、県福祉事務所、児童相談所に通告します。

その他の児童関係施設（放課後児童クラブ・児童館・児童デイサービス等）	
初期対応	<p>①虐待の疑いがある場合は、市町、県福祉事務所、児童相談所に通告します。</p> <p>②虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく記録を残し、身体的な傷についても、できる限り記録にとっておくことが望まれます。児童相談所等の専門機関の判断材料となります。</p> <p>③深刻な事例の場合、単独で判断し介入することは、円満な解決に至らず、危険な結果となる場合があるため、必ず児童相談所など専門機関の判断を求める必要があります。</p>
援助	<p>通告後において、市町の要対協の一員として、もしくは、市町や児童相談所からの依頼に応じて、子どもや家庭への必要な支援を行います。</p> <p>①援助を行う際には、単に加害者と被害者という関係で見ずに、虐待者も不安や恐れの中で苦しんでいることに目を向けた支援になるよう心掛けます。</p> <p>②家庭や学校生活での様々な悩みごとについて、できるだけ相談相手となったり、保護者に対して子育てのアドバイスなどの支援も行えるよう努めます。</p>

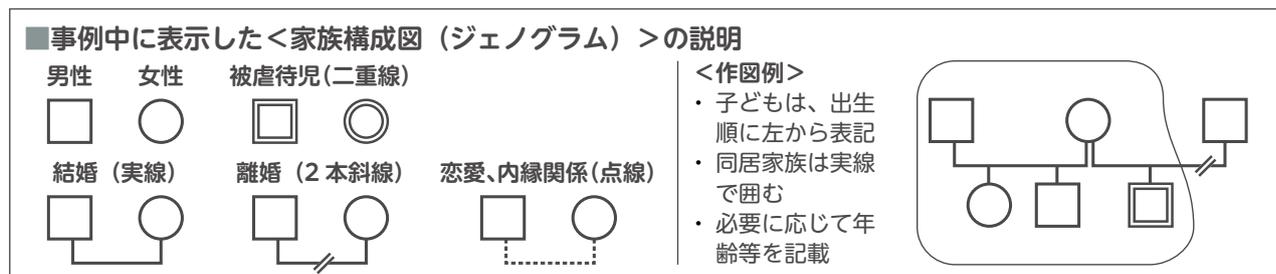
医療機関	
役割	<p>医療機関は子ども虐待を発見しやすい立場にあることから、早期発見に努めることとされており、虐待を発見したり、疑ったら、速やかに通告する義務があります。（児童虐待防止法第5、6条）</p>
発見	<p>常に、子ども虐待が発見される可能性が高いことを念頭に置いておく必要があります。</p>
初期対応	<p>①生命に危険のある場合や症状が重度の場合は、すぐに入院させ、子どもの安全を図ります。</p> <p>②外来診察で対応が可能な場合でも、在宅に戻せば子どもの安全が確保されないと思われる事例は、可能な限り保護者に入院を勧めます。</p> <p>③児童相談所や市町、県福祉事務所への速やかな通告ももちろん必要ですが、明らかに傷害罪、暴行罪に該当すると思われる事例については、警察への告訴（告発）も検討する必要があります。</p> <p>④産婦人科等において、早期に養育支援を行う必要がある妊産婦と判断した場合には、市町に情報提供を行います。特に、妊婦健診をきちんと受診していない、分娩時が初診、あるいは受診が少ない妊婦については留意が必要です。</p>
援助	<p>通告後において、市町の要対協の一員として、もしくは市町や児童相談所からの依頼に応じて、子どもや家庭への必要な支援を行います。</p> <p>①診察や健診の際には、妊婦の健康状態や、子どもの発育、発達や健康上の問題、育児上の悩みごと等に関して、必要な助言や指導を行うことが望まれます。</p> <p>②この場合、できるだけ「カウンセリング・マインド」（相手の訴えに耳を傾けること）で接することが大切です。</p> <p>③退院後の経過観察をするにあたり、市町の虐待対応担当課（児童福祉主管課）や保健センター、児童相談所との連携に努めます。</p> <p>④なお、虐待をする保護者の中には、精神的疾患を抱えている者もあり、親子関係の安定や修復を図るため、保護者の治療が必要な場合もあります。</p> <p>⑤さらに、虐待を受けた子どもの情緒面のケアを行うことも医療機関の大切な役割として期待されています。</p>

警察	
役割	子ども虐待事案に係る子どもの安全確認及び保護、虐待者の検挙、非行少年に係る捜査及び調査、家出少年の捜索・発見・保護などを行っています。
発見	保護者による子どもへの暴行、傷害等として、110番等により、警察へ直接通報があるほか、家出、徘徊、迷子、万引き等の背景に、虐待がある場合も多いので、留意する必要があります。 配偶者からの暴力（DV）として、110番等により警察に通報が入った場合、子どもがDVを目撃している、いわゆる「面前DV」による心理的虐待を把握します。
初期対応	①警察が一時保護を要すると思料する要保護児童を発見し、児童相談所に通告した場合、子どもの安全確保を最優先とした対応を図り、場合によっては、児童相談所と協議して、子どもを一時保護所まで同行することを検討します。 ②近隣からの通報で、問題の家庭を特定できない場合、パトロールを強化するなど、情報収集に努めます。 ③個々の事案について、児童相談所等の関係機関と緊密な連携をとりながら、時間、場所、方法、子どもの年齢や状態などを総合的に勘案し、その上で、子どもを保護する観点から、犯罪に該当する場合は、適切に事件捜査をすることとなります。
援助	①児童虐待防止法第10条第1項において、児童相談所職員が子どもの安全の確認又は一時保護、立入調査、臨検又は捜索等を行おうとする場合並びに、接近禁止命令を受けた保護者による面会強要防止を図る場合において、それらが円滑に行われるように、児童相談所から要請を受けて、事前協議のうえ、援助を行います。 ②市町の要対協の一員として、児童相談所等関係機関と連携を図るとともに、対象事案に対して積極的な意見具申を行います。

配偶者暴力相談支援センター	
役割	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、配偶者からの暴力の被害者に対し、相談・支援を行う行政機関です。
発見	母親への相談・支援を行うにあたっては、子どもにDVを目撃させることは心理的虐待にあたることを認識しておく必要があります。
初期対応	①DVの被害者から相談があり、その被害者に子どもがおり、子どもがDVを目撃しているおそれがある場合は、速やかに、市町、県福祉事務所、児童相談所に通告します。 ②母親が女性相談支援センターに保護を求めた場合は、その子どもの保護については、児童相談所と対応を協議します。
援助	通告後において、市町の要対協の一員として、子どもや家庭への必要な支援を行います。 母子への支援について、母親の思いに寄り添いながら、一時保護や地方裁判所への保護命令申立、離婚、母子生活支援施設への入所などを検討していきます。

参考資料③ 事例による虐待対応のポイント

※掲載されている事例は全て架空事例です。



事例1 「母親から直接相談を受けた場合」

主なポイント

主任児童委員は、Aちゃん（5歳）の母から、子どもを叩いてしまうことがあると相談を受ける

子ども、保護者が不安を訴える時は、ためらわずに相談機関への相談を勧めてください。

主任児童委員は、母に、市町の虐待対応担当課（児童福祉主管課）や児童相談所で相談ができることを情報提供

母は、市町の虐待対応担当課で育児について相談

<市町虐待対応担当課における対応>

- 母の育児の苦労を労いつつ、子どもとの関わりについて継続して考えていくことを提案
- 子どもに発達の遅れが見受けられることから、療育相談につなげる

母のニーズに合わせて、適切な支援につないでいくことが大切です。

- 関係機関を集め、個別ケース検討会議を開催

各市町に設置されている要保護児童対策地域協議会では、関係機関が一堂に会して、各機関の役割や、援助方針を明確にして支援していきます。

在宅支援

市町虐待対応担当課：

支援に向けた全体の調整、母の相談支援、子育て支援サービスの提供

保育所：

丁寧な注意深い見守り・観察（モニタリング）、送迎時に母への声かけ

児童委員・主任児童委員：

地域での見守り・声かけ

適度な距離感を心掛けながら、時折様子を窺ったり、何か困ったことはないか等と声をかけたりして、見守っていきましょう。

母は相談できる場所があることに安心し、市町への相談を続けるとともに、園の保育士や主任児童委員との良好な関係も維持し、養育姿勢が改善。

事例2 「地域住民から相談を受けた場合」

主なポイント

児童委員は、地域の住民から、子どもが頻繁に屋外に締め出され、母から怒鳴られているのを見て心配との相談を受ける

近隣の情報には、噂話や不明確な情報もありますが、できる限り、心配な状況や子どもの様子を丁寧に聞き取ってください。

児童委員は、主任児童委員や市町の社会福祉協議会に相談し、市町の虐待対応担当課に連絡（通告）

1人で抱え込まず、他の児童委員や主任児童委員等に相談してみることも大切です。（守秘義務があるので、家族や友人に相談しないように注意してください。）

<市町虐待対応担当課における対応>

○庁内の関係課やその他関係機関に、この家庭に関する情報を確認

（把握できた主な情報）

- ・ 父、母、5歳の男児の3人家族。
- ・ 男児は保育所に通園している。
- ・ 母は育児不安が強く、母子保健主管課の保健師に月数回相談がある。
- ・ 父は仕事が忙しく、子育てには非協力的。

○保育所にて子どもの安全確認

○母と関係が築けている母子保健主管課の保健師とともに、同行訪問

（母の話）

- ・ 1人で育児をしており、大変。
- ・ 子どもが自分の思うように動かず、イライラして外に締め出してしまう。

<市町の対応>

- ・ 子育ての苦労を受けとめながら、屋外への締め出しは虐待にあたることについて説明。
- ・ 育児負担の軽減のため、子育て支援サービスの利用を勧める。
- ・ 子どもとの関わりを考えていくことを提案。

虐待通告は、児童相談所の他、市町の虐待対応担当課（児童福祉主管課）でも受け付けています。

家族の生育歴や養育環境はアセスメントする時に必要な基本情報です。地域にある情報を集約することは、リスクの度合いや支援計画を立てる際にとても参考になります。

在宅支援

市町虐待対応担当課：

同行訪問により母の相談支援を継続、子育て支援サービスの提供

保育所：

丁寧な注意深い見守り・観察（モニタリング）、送迎時に母への声かけ

児童委員・主任児童委員：

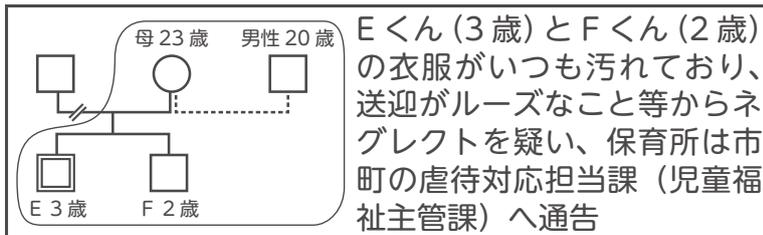
地域での見守り・声かけ

日頃の活動の中で、家庭に変わったことはないかなど見守っていきましょう。不用意な介入はしないように注意が必要です。

母は相談できる場所があることに安心し、市町への相談を続けるとともに、園の保育士や児童委員との良好な関係も維持し、養育姿勢が改善。

事例3 「死亡に至った事例」

主なポイント



虐待対応担当課は安全確認及び調査により、軽いネグレクトと判断し、見守りを継続
▶ 要対協による進行管理を行っていく

半年後、保育所は E くんの腕にアザを発見し、すぐに虐待対応担当課に通告
▶ 虐待によるものと判断できず、様子見とする

- (1 か月後の進行管理における情報共有)
- ・ 母はケガで仕事を辞め、生活保護を受給開始
 - ・ 保育所に交際男性を紹介
- (2 か月後の進行管理における情報共有)
- ・ 子どもたちが保育所を休むことが多い
 - ・ F くんの 1 歳 6 か月児健診が未受診

- <虐待対応担当課>
- ・ 生活困窮者支援担当課に状況を確認したところ、「数日前の面接で子ども 2 人に変わりはない」と聞き、家庭訪問や母との面接は行わず。
- <母子保健主管課>
- ・ 家庭訪問を試みるが、母が「家が散らかっているから、来月にして欲しい」と拒否。

子どもたちが 1 ヶ月ぶりに保育所に登園。E くんの腕や足に傷があることを発見。母は「転んだ」、E くんは「言っちゃだめって」と不自然な説明。
▶ 保育所は心配しながらも、通告せず

2 か月後、子どもたちが再び保育所に来なくなる。保育所が母に連絡すると、体調不良などの理由を説明するが、その後母と連絡がとれなくなる。
▶ 保育所は、虐待対応担当課に通告

虐待対応担当課は、生活困窮者支援担当課から 2 週間前の面接で特に変わりなかったと聞き、すぐの家庭訪問等は行わず

その翌日、E くんは病院へ緊急搬送され、搬送先の病院で死亡。F くんは衰弱した状態。

関係機関で、いわゆる「見守り」を実施する場合、具体的な役割分担と主たる支援機関を決める必要があります。

1 つ 1 つは小さな問題であっても、それぞれの要素が複雑に絡み合い、大きな虐待につながる可能性があります。

退職による経済状況の変化や交際男性の出現、妊娠など家族の環境変化や、保育所の無断欠席や乳幼児健診の未受診などのリスク要因について、関係機関で情報を共有し、状況に応じて、再度アセスメントをし、援助方針・計画を見直すことが必要です。

経過の長いケースでも、虐待通告や心配な点が見られた場合は、過去の経緯にとらわれることなく、新たなケースとして家族状況を分析し、リスクを評価し、前例にとらわれない対応をすることが必要です。

子どもの安全が確認できない場合や膠着状態に陥った場合は、介入的なアプローチに切り替える時期をしっかりと見定めなければなりません。

子どもからのサインも多くあり、安全確認の方法や、保護者との関わり方など、検討の余地がありました。ニーズのない家庭への支援は難しいですが、関係機関がどのような連携体制で支援を行うかは、非常に重要な点です。

おわりに

これまで石川県が作成しました子ども虐待に関するマニュアル等は下記のとおりです。

- ・ 関係者のための子ども虐待防止ハンドブック
 - ー石川県児童虐待の早期発見対応及び保護支援指針ー
- ・ 児童虐待の早期発見対応指針及び保護支援指針における運用マニュアル
- ・ 母子保健マニュアルー育児支援、虐待予防に向けてー
- ・ 子ども虐待防止ハンドブック～事例をとおして考える～
- ・ ママ・パパ子育て応援 BOOK 抱きしめてあげたい～あなたは一人じゃない、大丈夫～

上記のほか、この手引きの作成にあたっては、主に下記文献、資料を参考、引用させていただきました。

- ・ 厚生労働省：子ども虐待対応の手引き（平成 25 年 8 月改正版）
- ・ 厚生労働省：児童相談所運営指針
- ・ 厚生労働省：市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）
- ・ 厚生労働省：要保護児童対策地域協議会設置・運営指針
- ・ 厚生労働省：児童委員の活動要領

本手引の作成にあたっては、学識経験者及び福祉・保健・教育関係者、関係団体で構成する「児童虐待対応手引き作成ワーキンググループ（統括：金沢星稜大学人間科学部 川並利治教授）」で検討を行いました。

作成にご協力くださった全てのみなさまに感謝申し上げます。

わたしたちができること

ー子ども虐待対応のための手引きー

発行：令和 3 年 3 月

石川県健康福祉部少子化対策監室子育て支援課
〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
TEL(076)225-1421 FAX(076)225-1423

